

令和 7 年度

益田市定期監査報告書

益田市監査委員

目 次

第1 監査の種類1頁
第2 監査の範囲1頁
1 対象事務事業1頁
2 対象課等1頁
第3 監査の期間1頁
第4 監査の方法2頁
1 対象課等から提出のあった監査資料2頁
2 説明を聴取した事務・事業等2頁
第5 監査の要点(監査重点項目)3頁
1 令和7年度一般会計等予算執行状況 (4月1日から12月31日まで)3頁
2 令和6年度一般会計補助事業に関する事務3頁
第6 監査の結果3頁～19頁
1 令和7年度一般会計等予算執行状況 (4月1日から12月31日まで)3頁～16頁
2 令和6年度一般会計補助事業に関する事務17頁～19頁
第7 監査の結果に基づく監査意見20頁
1 令和7年度一般会計等予算執行状況 (4月1日から12月31日まで)20頁
2 令和6年度一般会計補助事業に関する事務20頁

(注解)

- 1 各表中、収入(執行)率の数値は、小数点第2位を四捨五入した。
- 2 各表中の符号「-」は、該当数値等のないものである。

令和7年度 益田市定期監査報告書

益田市監査委員 原 伸 二

益田市監査委員 中 島 守

第1 監査の種類

定期監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理について、これらが適正に行われているかどうかを監査するものである。

第2 監査の範囲

1 対象事務事業

- (1) 令和7年度一般会計、下水道事業会計及び水道事業会計（以下「一般会計等」という。）で、【表1】に示す対象課等が所管する令和7年4月1日から令和7年12月31日までの間の予算執行（歳入、歳出、補正及び充流用等）に関する事務
- (2) 令和6年度一般会計で、【表1】に示す対象課等が所管する歳出科目第18節「負担金、補助及び交付金」のうち補助事業に関する事務

2 対象課等

【表1】

部名	課・室名等	課等の数
産業経済部	産業支援センター (企業誘致推進室含む。)	10
	農林水産課 (農業担い手支援センター、国営対策室、匹見林業振興室含む。)	
	観光交流課 (日本遺産推進室含む。)	
建設部	都市整備課 (国県事業推進室、区画整理事業推進室含む。)	
	土木課 (維持管理室含む。)	
	地籍調査課	
	建築課	
上下水道部	下水道課	
	業務課	
	工務課	

第3 監査の期間

令和8年1月21日（水）から 同年2月4日（水）まで

第4 監査の方法

監査の実施に当たっては、監査対象課等に対し【表2】に示す監査資料の提出を求め、提出された資料に基づき書面監査を実施した。

その後、監査の対象とした事務及び事業について、【表3】に示すとおり担当課等から説明聴取を行った。

1 対象課等から提出のあった監査資料

【表2】

部名	課・室名等	歳入予算 執行状況	歳出予算 執行状況	予算補正・ 充用・流用 に関する事務	補助金に 関する事務
産業経済部	産業支援センター (企業誘致推進室含む。)	○	○	○	○
	農林水産課 (農業担い手支援センター、国営対策室、匹見林業振興室含む。)	○	○	○	○
	観光交流課 (日本遺産推進室含む。)	○	○	○	○
建設部	都市整備課 (国営事業推進室、区画整理事業推進室含む。)	○	○	○	○
	土木課 (維持管理室含む。)	○	○	○	○
	地籍調査課	○	○	○	-
	建築課	○	○	○	○
上下水道部	下水道課	○	○	○	○
	業務課	○	○	○	-
	工務課				

2 説明を聴取した事務・事業等

【表3】

部名	課・室名等	歳入予算 執行状況	歳出予算 執行状況	予算補正・ 充用・流用 に関する事務	補助金に 関する事務
産業経済部	産業支援センター (企業誘致推進室含む。)	○	○	○	○
	農林水産課 (農業担い手支援センター、国営対策室、匹見林業振興室含む。)	○	○	○	○
	観光交流課 (日本遺産推進室含む。)	○	○	○	○
建設部	都市整備課 (国営事業推進室、区画整理事業推進室含む。)	-	-	-	-
	土木課 (維持管理室含む。)	○	○	○	○
	地籍調査課	-	-	-	-
	建築課	○	○	○	○
上下水道部	下水道課	-	-	-	-
	業務課	-	-	-	-
	工務課				

第5 監査の要点（監査重点項目）

監査の実施に際し、次の事項を基本的な着眼点とした。

1 令和7年度一般会計等予算執行状況（4月1日から12月31日まで）

- （1）予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- （2）執行率の低い要因は何か。
- （3）調定の時期及び手続は適正か。
- （4）滞納状況の正確な把握、対策はとられているか。
- （5）予算流用、予備費充用の手続及び時期は適正か。

2 令和6年度一般会計補助事業に関する事務

- （1）公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか。
- （2）補助金等の算出は合理的な基準により行われているか。
- （3）補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点より整理すべきものはないか。
- （4）補助金等の交付時期は妥当であるか。
- （5）補助金等の交付条件は適切に付され、条件どおり交付、履行されているか。
- （6）実績報告に基づく補助金等の支出については、その成果の確認が行われているか。
- （7）事業計画書どおりの精算が行われているか。

第6 監査の結果

令和7年度一般会計等予算執行（4月～12月）に関する事務が適正に行われているか、また、令和6年度一般会計補助事業が関係法令及び益田市補助金等交付規則（平成9年益田市規則第9号。以下「規則」という。）等に基づき適正かつ効果的に交付されているかに主眼をおき、監査対象とした産業経済部等10課から監査調書の提出を求め、書面監査を行った。

補助事業については、調書から抽出した22件の補助事業について関係書類の提出を求め、これを審査するとともに、担当職員から説明聴取を行った。

その結果、事務処理上の軽易な過誤等が見られたが、予算執行及び補助事業の手続は、おおむね適正に処理されていると認められた。

今後の事務執行にあたり、指摘事項を十分に踏まえ、必要な措置を講じ、改善されるとともに、関係法令、規則等を遵守し、適正な事務処理に万全を期されたい。

1 令和7年度一般会計等予算執行状況（4月1日から12月31日まで）

（1）監査対象歳入・歳出予算執行状況

監査の対象とした令和7年度一般会計等歳入・歳出予算執行状況（4月1日から12月31日まで）は、次のとおりである。

なお、人件費は一部集計から除いている。

◆産業支援センター（企業誘致推進室含む。）

〔 歳 入 〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収 入 率	
					対予算 C/A	対調定 C/B
商工使用料	7,753,000	7,752,960	5,817,720	1,935,240	75.0	75.0
商工費県補助金	1,197,000	630,596	630,596	0	52.7	100.0
総務費寄附金	200,000,000	137,212,500	132,535,500	4,677,000	66.3	96.6
石見臨空ファクトリーパーク拠点工業団地等立地促進基金繰入金	23,500,000	0	0	0	0.0	-
商工費貸付金元利収入	25,300,000	0	0	0	0.0	-
雑入	1,000	307,376	179,376	128,000	17,937.6	58.4
合 計	257,751,000	145,903,432	139,163,192	6,740,240	54.0	95.4

〔 歳 出 〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率 B/A
財産管理費	26,849,000	1,460,690	836,660	25,388,310	5.4
企画費	106,040,000	58,971,428	57,471,468	47,068,572	55.6
労働諸費	3,193,000	1,572,000	1,572,000	1,621,000	49.2
商工総務費	1,229,000	1,017,258	892,738	211,742	82.8
商工振興費	76,067,000	72,873,959	57,880,309	3,193,041	95.8
企業誘致費	60,685,000	46,467,159	45,614,521	14,217,841	76.6
合 計	274,063,000	182,362,494	164,267,696	91,700,506	66.5

◆農林水産課（農業担い手支援センター、国営対策室、匹見林業振興室含む。）

〔 歳 入 〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算 C/A	対調定 C/B
農林水産業費分担金	800,000	98,762,157	213,800	98,548,357	26.7	0.2
農林水産業使用料	995,000	31,200	29,700	1,500	3.0	95.2
農林水産手数料	3,000	0	0	0	0.0	-
農林水産業費県補助金	151,039,000	110,751,331	82,276,102	28,475,229	54.5	74.3
財産貸付収入	1,000	0	0	0	0.0	-
物品売払収入	7,031,000	4,586,032	3,575,000	1,011,032	50.8	78.0
国営土地改良事業施設 維持管理基金繰入金	7,782,000	0	0	0	0.0	-
森林環境整備基金繰入金	17,427,000	0	0	0	0.0	-
林野事業基金繰入金	2,790,000	0	0	0	0.0	-
延滞金	1,000	0	0	0	0.0	-
農林水産業費貸付金元利収入	1,300,000	100,000	0	100,000	0.0	0.0
農林水産業費受託事業収入	24,114,000	8,179,600	8,179,600	0	33.9	100.0
雑入	8,721,000	9,578,822	1,221,822	8,357,000	14.0	12.8
合 計	222,004,000	231,989,142	95,496,024	136,493,118	43.0	41.2

〔 歳 出 〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
農業総務費	43,241,000	36,140,700	26,933,220	7,100,300	83.6
農業振興費	199,339,000	148,932,759	114,749,756	50,406,241	74.7
新生産調整推進対策費	7,328,000	6,866,000	5,866,000	462,000	93.7
畜産業費	1,890,000	173,172	173,172	1,716,828	9.2
国営総合農地開発費	33,505,000	31,893,302	31,893,302	1,611,698	95.2
林業総務費	286,000	188,356	188,356	97,644	65.9
林業振興費	121,886,000	59,576,223	23,025,253	62,309,777	48.9
造林事業費	34,140,000	29,300,196	11,516,396	4,839,804	85.8
水産業総務費	559,000	478,087	478,087	80,913	85.5
水産振興費	5,048,000	4,488,272	2,488,272	559,728	88.9
合 計	447,222,000	318,037,067	217,311,814	129,184,933	71.1

◆観光交流課（日本遺産推進室含む。）

〔 歳 入 〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収 入 率	
					対予算 C/A	対調定 C/B
商工費負担金	60,000	45,000	25,000	20,000	41.7	55.6
商工使用料	367,000	273,500	183,360	90,140	50.0	67.0
商工費委託金（県）	740,000	767,800	0	767,800	0.0	0.0
一般寄附金	10,000	0	0	0	0.0	-
美都温泉基金繰入金	135,000	0	0	0	0.0	-
商工費貸付金元利収入	20,106,000	0	0	0	0.0	-
雑入	51,000	25,140	25,140	0	49.3	100.0
商工債	800,000	0	0	0	0.0	-
合 計	22,269,000	1,111,440	233,500	877,940	1.0	21.0

〔 歳 出 〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
観光費	213,157,000	188,615,340	151,995,804	24,541,660	88.5
温泉管理費	89,789,000	85,565,306	65,575,446	4,223,694	95.3
国際交流費	1,809,000	117,023	117,023	1,691,977	6.5
都市交流費	4,259,000	4,028,593	3,828,593	230,407	94.6
合 計	309,014,000	278,326,262	221,516,866	30,687,738	90.1

◆都市整備課（国県事業推進室、区画整理事業推進室含む。）

〔 歳 入 〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算 C/A	対調定 C/B
土木使用料	491,000	492,072	492,072	0	100.2	100.0
土木手数料	5,000	1,200	1,200	0	24.0	100.0
土木費国庫補助金	118,182,000	62,778,000	0	62,778,000	0.0	0.0
土木費県補助金	212,248,000	212,248,000	15,323,000	196,925,000	7.2	7.2
土木費寄附金	50,000	0	0	0	0.0	-
景観まちづくり基金繰入金	377,000	0	0	0	0.0	-
雑入	2,570,000	2,281,066	2,281,016	50	88.8	100.0
土木債	386,400,000	0	0	0	0.0	-
合 計	720,323,000	277,800,338	18,097,288	259,703,050	2.5	6.5

〔 歳 出 〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
道路新設改良費	12,000,000	4,800,000	4,800,000	7,200,000	40.0
都市計画総務費	8,137,000	6,082,254	6,039,024	2,054,746	74.7
国県事業推進費	7,884,000	7,536,369	7,336,369	347,631	95.6
街路事業費	36,000,000	2,400,000	2,400,000	33,600,000	6.7
都市下水事業費	9,326,000	5,791,507	1,980,007	3,534,493	62.1
一般下水事業費	48,405,000	31,689,342	19,215,342	16,715,658	65.5
公園事業費	17,500,000	5,396,000	5,396,000	12,104,000	30.8
公園維持費	124,374,000	113,497,026	39,132,249	10,876,974	91.3
土地区画整理事業費	329,330,000	301,283,363	168,702,793	28,046,637	91.5
合 計	592,956,000	478,475,861	255,001,784	114,480,139	80.7

◆土木課（維持管理室含む。）

〔歳入〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算 C/A	対調定 C/B
農林水産業費分担金	14,775,000	0	0	0	0.0	-
土木費分担金	3,600,000	0	0	0	0.0	-
災害復旧費分担金	1,595,000	0	0	0	0.0	-
農林水産業使用料	1,824,000	1,797,621	1,768,717	28,904	97.0	98.4
土木使用料	24,976,000	28,121,426	27,815,284	306,142	111.4	98.9
土木手数料	4,000	4,500	4,500	0	112.5	100.0
災害復旧費国庫負担金	16,008,000	0	0	0	0.0	-
農林水産業費国庫補助金	200,000	200,000	0	200,000	0.0	0.0
土木費国庫補助金	286,837,000	266,144,000	0	266,144,000	0.0	0.0
土木費委託金(国)	5,032,000	0	0	0	0.0	-
農林水産業費県補助金	152,502,000	133,592,000	44,800,000	88,792,000	29.4	33.5
土木費県補助金	9,915,000	5,044,000	0	5,044,000	0.0	0.0
災害復旧費県補助金	21,351,000	0	0	0	0.0	-
土木費委託金(県)	20,006,000	0	0	0	0.0	-
物品売払収入	1,000	5,707,900	5,707,900	0	570,790.0	100.0
雑入	453,000	55,648	55,648	0	12.3	100.0
農林水産業債	129,700,000	0	0	0	0.0	-
土木債	580,000,000	0	0	0	0.0	-
災害復旧事業債	34,900,000	0	0	0	0.0	-
合計	1,303,679,000	440,667,095	80,152,049	360,515,046	6.1	18.2

〔歳入〕（繰越明許費）

(単位：円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算 C/A	対調定 C/B
農林水産業費分担金	1,229,600	1,233,040	830,000	403,040	67.5	67.3
災害復旧費分担金	54,480	57,000	57,000	0	104.6	100.0
農林水産業費国庫補助金	3,869,350	0	0	0	0.0	-
土木費国庫補助金	255,747,952	0	0	0	0.0	-
土木費委託金(国)	65,000,000	0	0	0	0.0	-
農林水産業費県補助金	42,535,700	27,427,900	27,427,900	0	64.5	100.0
土木費県補助金	0	1,569,590	1,569,590	0	-	100.0
災害復旧費県補助金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	100.0	100.0
農林水産業債	10,918,530	118,530	118,530	0	1.1	100.0
土木債	255,659,564	359,564	359,564	0	0.1	100.0
災害復旧事業債	1,128,115	928,115	928,115	0	82.3	100.0
合計	637,143,291	32,693,739	32,290,699	403,040	5.1	98.8

〔 歳 出 〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率 B/A
土地改良事業費	257,648,000	162,728,231	80,016,416	94,919,769	63.2
森林土木事業費	75,436,000	17,940,416	8,349,602	57,495,584	23.8
漁港費	29,996,000	9,105,099	8,857,599	20,890,901	30.4
土木総務費	5,017,000	3,792,922	3,792,922	1,224,078	75.6
道路橋梁総務費	13,838,000	11,010,273	5,959,073	2,827,727	79.6
道路維持費	413,400,000	250,399,553	106,139,350	163,000,447	60.6
道路新設改良費	466,319,000	272,876,528	23,881,345	193,442,472	58.5
橋梁維持費	227,991,000	62,356,374	13,946,581	165,634,626	27.4
河川事業費	154,385,000	75,079,392	41,457,712	79,305,608	48.6
港湾事業費	4,630,000	4,105,581	888,081	524,419	88.7
農業施設災害復旧費	39,210,000	20,017,828	6,274,828	19,192,172	51.1
林道施設災害復旧費	1,500,000	0	0	1,500,000	0.0
土木施設災害復旧費	37,840,000	1,324,400	1,104,400	36,515,600	3.5
合 計	1,727,210,000	890,736,597	300,667,909	836,473,403	51.6

〔 歳 出 〕 (繰越明許費)

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率 B/A
土地改良事業費	36,655,900	35,736,400	32,212,900	919,500	97.5
森林土木事業費	28,014,000	27,409,354	19,303,354	604,646	97.8
漁港費	7,938,700	4,398,900	4,398,900	3,539,800	55.4
道路維持費	57,263,400	45,470,600	23,720,600	11,792,800	79.4
道路新設改良費	368,311,864	363,228,289	158,274,676	5,083,575	98.6
橋梁維持費	256,405,200	171,901,417	98,339,117	84,503,783	67.0
河川事業費	6,800,000	6,800,000	6,800,000	0	100.0
農業施設災害復旧費	1,854,000	1,540,000	1,540,000	314,000	83.1
林道施設災害復旧費	1,600,000	396,000	396,000	1,204,000	24.8
合 計	764,843,064	656,880,960	344,985,547	107,962,104	85.9

◆地籍調査課

〔歳入〕

(単位:円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算 C/A	対調定 C/B
土木手数料	35,000	48,800	48,800	0	139.4	100.0
土木費県補助金	120,699,000	93,654,000	0	93,654,000	0.0	0.0
合計	120,734,000	93,702,800	48,800	93,654,000	0.0	0.1

〔歳出〕

(単位:円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
地籍調査事業費	162,947,000	121,501,872	32,923,892	41,445,128	74.6
合計	162,947,000	121,501,872	32,923,892	41,445,128	74.6

◆建築課

〔歳入〕

(単位:円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算 C/A	対調定 C/B
土木使用料	127,769,000	86,309,320	82,133,190	4,176,130	64.3	95.2
土木手数料	4,495,000	3,322,220	3,269,520	52,700	72.7	98.4
土木費国庫補助金	77,567,000	57,322,000	0	57,322,000	0.0	0.0
土木費県補助金	4,279,000	4,094,000	0	4,094,000	0.0	0.0
雑入	997,000	890,400	890,400	0	89.3	100.0
土木債	89,300,000	0	0	0	0.0	-
合計	304,407,000	151,937,940	86,293,110	65,644,830	28.3	56.8

〔歳出〕

(単位:円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
住宅管理費	69,834,000	65,767,720	55,833,017	4,066,280	94.2
住宅建設費	166,909,000	128,965,341	59,928,621	37,943,659	77.3
建築指導費	27,749,000	20,758,455	4,397,568	6,990,545	74.8
合計	264,492,000	215,491,516	120,159,206	49,000,484	81.5

◆下水道課

〔歳入〕

(単位:円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算 C/A	対調定 C/B
衛生費県補助金	16,053,000	0	0	0	0.0	-
合計	16,053,000	0	0	0	0.0	-

〔歳出〕

(単位:円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
環境衛生費	37,065,000	11,700,506	2,934,506	25,364,494	31.6
土地改良事業費	112,026,000	99,191,000	99,191,000	12,835,000	88.5
都市計画総務費	253,144,000	247,432,000	247,432,000	5,712,000	97.7
合計	402,235,000	358,323,506	349,557,506	43,911,494	89.1

◆下水道課

〔 収益的収入 〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算 C/A	対調定 C/B
下水道使用料	143,424,000	113,083,314	111,379,228	1,704,086	77.7	98.5
他会計負担金	79,646,000	76,650,000	76,650,000	0	96.2	100.0
受託工事収益	1,500,000	0	0	0	0.0	-
その他営業収益	118,000	40,700	40,700	0	34.5	100.0
受取利息及び配当金	1,000	0	0	0	0.0	-
他会計補助金	173,303,000	157,752,000	157,752,000	0	91.0	100.0
消費税及び地方消費税還付金	33,532,000	0	0	0	0.0	-
長期前受金戻入	150,110,000	0	0	0	0.0	-
雑収益	88,000	94,646	94,646	0	107.6	100.0
過年度損益修正益	1,000	0	0	0	0.0	-
合 計	581,723,000	347,620,660	345,916,574	1,704,086	59.5	99.5

〔 収益的支出 〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
管渠費	6,254,000	3,939,226	2,921,506	2,314,774	63.0
ポンプ場費	38,212,000	18,459,971	4,967,423	19,752,029	48.3
処理場費	81,479,000	58,209,180	30,168,538	23,269,820	71.4
受託工事費	1,500,000	0	0	1,500,000	0.0
業務費	24,658,000	19,775,284	9,818,558	4,882,716	80.2
総係費	24,552,000	16,466,462	11,904,322	8,085,538	67.1
減価償却費	300,618,000	0	0	300,618,000	0.0
資産減耗費	2,599,000	0	0	2,599,000	0.0
支払利息及び企業債取扱諸費	66,403,000	34,113,839	34,113,839	32,289,161	51.4
消費税	1,000	0	0	1,000	0.0
過年度損益修正損	60,000	51,096	51,096	8,904	85.2
予備費	500,000	0	0	500,000	0.0
合 計	546,836,000	151,015,058	93,945,282	395,820,942	27.6

〔 資本的収入 〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算 C/A	対調定 C/B
企業債	618,000,000	0	0	0	0.0	-
国庫補助金	370,500,000	0	0	0	0.0	-
県補助金	900,000	800,000	800,000	0	88.9	100.0
受益者負担金	7,320,000	10,040,000	8,960,000	1,080,000	122.4	89.2
他会計出資金	112,221,000	112,221,000	112,221,000	0	100.0	100.0
合 計	1,108,941,000	123,061,000	121,981,000	1,080,000	11.0	99.1

〔 資本の収入 〕 (繰越明許費)

(単位：円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算 C/A	対調定 C/B
企業債	164,500,000	0	0	0	0.0	-
国庫補助金	103,908,095	0	0	0	0.0	-
県補助金	23,375,000	23,375,000	8,375,000	15,000,000	35.8	35.8
合計	291,783,095	23,375,000	8,375,000	15,000,000	2.9	35.8

〔 資本の支出 〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
公共下水道建設改良費	859,983,000	724,982,723	55,295,397	135,000,277	84.3
農業集落排水建設改良費	6,960,000	4,486,320	3,562,320	2,473,680	64.5
営業設備費	80,000	0	0	80,000	0.0
企業債償還金	393,703,000	198,019,447	198,019,447	195,683,553	50.3
合計	1,260,726,000	927,488,490	256,877,164	333,237,510	73.6

〔 資本の支出 〕 (繰越明許費)

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
公共下水道建設改良費	265,208,680	242,896,600	217,099,400	22,312,080	91.6
農業集落排水建設改良費	37,950,000	37,933,500	22,863,500	16,500	100.0
合計	303,158,680	280,830,100	239,962,900	22,328,580	92.6

◆業務課、工務課

〔 収益的収入 〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算 C/A	対調定 C/B
給水収益	854,425,000	622,902,968	536,408,977	86,493,991	62.8	86.1
受託工事収益	2,200,000	0	0	0	0.0	-
その他営業収益	17,918,000	14,166,673	4,522,347	9,644,326	25.2	31.9
受取利息及び配当金	644,000	113,465	113,465	0	17.6	100.0
他会計補助金	193,894,000	163,723,442	163,723,442	0	84.4	100.0
消費税還付金	1,000	0	0	0	0.0	-
長期前受金戻入	111,615,000	0	0	0	0.0	-
雑収益	253,000	241,890	241,890	0	95.6	100.0
過年度損益修正益	1,000	0	0	0	0.0	-
合計	1,180,951,000	801,148,438	705,010,121	96,138,317	59.7	88.0

〔 収益的支出 〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
原水及び浄水費	280,732,000	181,160,593	160,313,206	99,571,407	64.5
配水費	70,052,000	49,968,017	35,588,338	20,083,983	71.3
給水費	111,395,000	74,560,578	62,781,188	36,834,422	66.9
受託工事費	2,200,000	2,052,600	0	147,400	93.3
業務費	89,363,000	67,884,423	55,829,427	21,478,577	76.0
総係費	60,939,000	38,940,405	38,368,689	21,998,595	63.9
減価償却費	438,223,000	0	0	438,223,000	0.0
資産減耗費	17,060,000	0	0	17,060,000	0.0
その他営業費用	6,000	4,140	4,140	1,860	69.0
支払利息及び企業債取扱諸費	33,193,000	17,149,973	17,149,973	16,043,027	51.7
消費税	13,809,000	0	0	13,809,000	0.0
雑支出	1,000	0	0	1,000	0.0
過年度損益修正損	337,000	61,606	61,606	275,394	18.3
予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	0.0
合計	1,118,310,000	431,782,335	370,096,567	686,527,665	38.6

〔 収益的支出 〕 (繰越明許費)

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
原水及び浄水費	3,135,000	3,069,000	3,069,000	66,000	97.9
給水費	500,000	500,000	500,000	0	100.0
合計	3,635,000	3,569,000	3,569,000	66,000	98.2

〔 資本的收入 〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算 C/A	対調定 C/B
企業債	82,700,000	0	0	0	0.0	-
国庫補助金	28,750,000	0	0	0	0.0	-
工事負担金	76,997,000	9,658,000	9,152,000	506,000	11.9	94.8
他会計負担金	3,960,000	924,000	924,000	0	23.3	100.0
他会計出資金	110,880,000	55,438,753	55,438,753	0	50.0	100.0
基金運用収入	3,000	0	0	0	0.0	-
固定資産売却代金	1,000	0	0	0	0.0	-
合計	303,291,000	66,020,753	65,514,753	506,000	21.6	99.2

〔 資本的收入 〕 (繰越明許費)

(単位：円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算 C/A	対調定 C/B
企業債	55,300,000	0	0	0	0.0	-
工事負担金	86,194,991	41,741,491	41,741,491	0	48.4	100.0
他会計負担金	803,000	0	0	0	0.0	-
合計	142,297,991	41,741,491	41,741,491	0	29.3	100.0

〔 資本の支出 〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
配水施設改良費	614,180,000	365,747,463	68,001,802	248,432,537	59.6
営業設備費	9,944,000	8,105,426	6,895,426	1,838,574	81.5
企業債償還金	285,281,000	142,117,495	142,117,495	143,163,505	49.8
基金積立金	3,000	0	0	3,000	0.0
合計	909,408,000	515,970,384	217,014,723	393,437,616	56.7

〔 資本の支出 〕 (繰越明許費)

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
配水施設改良費	339,516,000	329,032,500	196,366,500	10,483,500	96.9
合計	339,516,000	329,032,500	196,366,500	10,483,500	96.9

(2) 監査重点項目の状況

ア 各課等が所管する事業について、歳入・歳出予算執行状況監査資料、歳入・歳出予算執行状況表等関係書類を監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

なお、課別の事業数及び職員からの説明聴取を行った事業数は【表4】のとおりである。

イ 予算補正、予算流用、予備費充用について調書を監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

なお、予備費からの充用は該当がなかった。

【表4】説明聴取事業数内訳

部名	課・室名等	歳 入				歳 出			
		事業数	内繰越明許事業数	説明聴取事業数	内繰越明許事業数	事業数	内繰越明許事業数	説明聴取事業数	内繰越明許事業数
産業経済部	産業支援センター (企業誘致推進室含む。)	10	0	4	0	24	0	6	0
	農林水産課 (農業担い手支援センター、国営対策室、匹見林業振興室含む。)	39	0	5	0	52	0	8	0
	観光交流課 (日本遺産推進室含む。)	12	0	1	0	21	0	6	0
建設部	土木課 (維持管理室含む。)	51	23	9	2	58	14	17	2
	建築課	25	0	2	0	5	0	2	0
合 計		137	23	21	2	160	14	39	2

— 参考 —

地方自治法

(地方公共団体の法人格とその事務)

第二条

- ⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
- ⑮ 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

地方自治法施行令

(予算の執行及び事故繰越し)

第五十条 普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手続として定めなければならない。

- 一 予算の計画的かつ効率的な執行を確保するため必要な計画を定めること。
 - 二 定期又は臨時に歳出予算の配当を行なうこと。
 - 三 歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行すること。
- 2 前項第三号の目節の区分は、総務省令で定める区分を基準としてこれを定めなければならない。
- 3 第四十六條の規定は、地方自治法第二百二十條第三項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

地方財政法

(予算の執行等)

第四条 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

- 2 地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。

2 令和6年度一般会計補助事業に関する事務

(1) 監査対象補助事業

監査の対象とした令和6年度一般会計補助事業及び説明聴取を行った事業は【表5】のとおりである。

【表5】令和6年度一般会計補助事業及び説明聴取事業

部名	課・室名等	補助金名称	説明聴取	令和6年度補助金見直し	検証結果
産業経済部	産業支援センター (企業誘致推進室含む。)	1 益田駅前ビルEAGA電波障害対策事業補助金		対象外	
		2 益田地区労働者福祉協議会補助金		設定なし	
		3 商品開発・販路開拓等支援事業補助金		対象外	
		4 益田市創業等信用保証料補助金		対象外	
		5 新事業チャレンジサポート事業費補助金	○	対象	継続
		6 益田市地域商業等支援事業費補助金		対象外	
		7 島根県中小企業団体中央会補助金		設定なし	
		8 地域振興支援事業費補助金	○	対象外	
		9 小規模支援事業費補助金	○	対象外	
		10 益田商工会議所青年部中国大会開催補助金		対象	廃止
		11 匹見町産業文化祭補助金		対象外	
		12 石見臨空ファクトリーパーク工業用水補助金	○	対象外	
		13 益田市企業誘致設備導入促進補助金	○	対象外	
		14 益田市企業誘致雇用促進補助金		対象外	
		15 益田市企業誘致導入促進補助金		対象外	
		16 益田市ソフト産業促進補助金		設定なし	
	農林水産課 (農業担い手支援センター、 国営対策室、 匹見林業振興室含む。)	1 農作物等獣被害対策事業補助金		対象外	
		2 地産地消事業費補助金	○	対象外	
		3 堆肥センター経営発展支援事業費補助金		対象外	
		4 農業経営基盤強化資金補助金		設定なし	
		5 わさび生産振興事業費補助金(施設整備事業)		対象外	
		6 わさび生産振興事業費補助金(わさび生産向上支援事業)		対象外	
		7 ゆず産地づくり支援事業補助金		対象外	
		8 農業次世代人材投資事業費補助金		設定なし	
		9 中高年就農給付金事業費補助金		対象外	
		10 益田市機構集積協力金補助金		対象外	
		11 里の守り人づくり事業費補助金	○	設定なし	
		12 有機JAS認証拡大支援事業費補助金		対象	廃止
		13 担い手経営発展支援事業費補助金	○	対象外	
		14 ハウス等整備事業費補助金		対象	継続
		15 益田市新規就農者経営開始資金補助金		対象	継続
		16 益田市新規就農者初期投資促進事業費補助金		対象外	
17 益田市産地創生事業費補助金		対象	廃止		
18 経営所得安定対策等推進事業費補助金	○	対象外			
19 水田農業推進事業費補助金		対象外			
20 担い手育成部会補助金		対象外			

部名	課・室名等	補助金名称	説明 聴取	令和6年度 補助金見直し	検証結果	
産業 経済 部	農林水産課 (農業担い手支援センター、 国営対策室、 匹見林業振興室含む。)	21 農地情報システム保守管理事業費補助金		対象外		
		22 家畜人工受精事業補助金		対象外		
		23 優良基礎牛等確保対策特別事業費補助金		対象外		
		24 益田市土地改良区運営補助金	○	対象外		
		25 益田市水利施設管理強化事業費補助金	○	対象外		
		26 国営農場西部開発地渇水対策事業費補助金		設定なし		
		27 益田市水利施設管理強化事業費補助金(省エネルギー化推進型)		対象外		
		28 森林資源活用補助金		対象	継続	
		29 森林作業道整備事業補助金	○	対象外		
		30 高津川流域森林再生支援事業補助金		対象外		
		31 森林環境学習支援事業補助金		対象外		
		32 益田市水産振興対策事業費補助金		設定なし		
		33 増養殖振興事業費補助金		設定なし		
	観光交流課 (日本遺産推進室含む。)	1 益田市自転車活用推進事業補助金		対象外		
		2 高津川流域地域通訳案内士事業推進協議会補助金		対象外		
		3 益田市観光誘客事業補助金	○	対象外		
		4 益田市石見神楽振興事業補助金		対象外		
		5 益田市観光協会補助金	○	対象外		
		6 益田市地域DMO推進補助金	○	対象外		
		7 益田市コンベンション開催支援補助金		対象外		
		8 益田市日本遺産関連事業補助金	○	対象外		
		9 益田市都市交流事業補助金	○	対象外		
		10 益田市県外益田会補助金		対象外		
	建設 部	都市整備課 (国県事業推進室、 区画整理事業推進室含む。)	1 都市計画道路元町人鷹線・須子中線建設促進期成同盟会補助金		対象外	
			2 矢原川ダム建設促進補助金		設定なし	
		土木課 (維持管理室含む。)	1 益田市生活道路等整備事業補助金	○	設定なし	
			2 益田市狭あい道路拡幅整備事業補助金		設定なし	
			3 益田市市道除草(愛護団体)事業補助金	○	対象外	
			4 益田市河川除草(愛護団体)事業補助金	○	対象外	
		建築課	1 木造住宅耐震化促進事業費補助金		対象外	
			2 要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業費補助金	○	対象外	
	3 ブロック塀等安全確保事業補助金			対象	継続	
	4 老朽危険空家等除却支援事業補助金		○	対象外		
水上 道下 部	下水道課	1 益田市合併処理浄化槽設置整備事業補助金		設定なし		
事業数			22	8	8	

(2) 監査重点項目の状況

監査の対象とした補助事業について、各補助金等の交付要綱及び規則に基づき関係書類を監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

なお、交付団体における翌年度繰越額が補助金交付額を超えるものはなかった。

— 参考 —

地方自治法

(寄附又は補助)

第二百三十二条の二 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

補助金の定義

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 232 条の 2 が、地方公共団体が補助金を交付する法的根拠となっている。一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要であると認めた場合に反対給付を求めずに支出するものである。

また、公益上必要がある場合の認定は、行政実例（昭和 28 年 6 月 29 日自行行発第 186 号）で「公益上必要であるかどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、この認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。」とある。

補助金の交付手続

地方公共団体が補助金を交付するに当たっては、条例で定める旨の規定がないため、一般的には規則、要綱、規程等を制定し手続を明確にすることが求められている。

本市では益田市補助金等交付規則（平成 9 年益田市規則第 9 号）により補助金等の交付に関する基本的事項を定め、同規則第 20 条で「この規則に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。」と規定し、要綱等において個別の様式等を定めることとしている。

補助金等の適正化

「益田市補助金等の見直しに関する指針」（平成 26 年 12 月）に基づき、行政評価委員会による評価を受けて行われていた補助金の継続の可否判断については令和 3 年度で終了している。令和 4 年度以降は、要綱の失効期限に合わせ、各課において補助事業等の効果を検証し、継続可否の判断を行うこととなっている。

第7 監査の結果に基づく監査意見

監査の対象とした令和7年度一般会計等予算執行及び令和6年度一般会計補助事業の事務手続は、おおむね適正に処理されていると認められた。この度の定期監査対象課以外においても、法令に基づく適正な管理を行うとともに、予算の効率的な運用と厳正な財務事務の執行に万全を期されたい。

なお、細部にわたる事項及び事務処理上の軽微な事項については説明聴取の際に指摘し、改善や検討を求めたため記述を省略した。

1 令和7年度一般会計等予算執行状況（4月1日から12月31日まで）

第3四半期終了時点（12月末）の実績において、執行率が低いものは事業実績に基づき年度末に処理する事業が多く見受けられる。年度末に事務処理時期が集中することにより過誤が発生しないよう、厳正な事務処理に努められたい。

併せて、例月出納検査で指摘している事項についても関係法令を遵守し、適正な事務処理に務められるよう望むものである。

2 令和6年度一般会計補助事業に関する事務

今年度も、補助金に関する事務を重点項目として監査を実施した。

調書から抽出した22件の補助事業については、交付要綱が整備されていることを確認した。一方で、一部の事業においては規則第3条の2に規定する終期の設定がされていない要綱が見受けられた。「益田市補助金等の見直しに関する指針」（平成26年12月）に沿い、補助金の効果を検証し、事業の目的や内容を見直す機会とするためにも、終期を設定されたい。

各補助金等の交付要綱及び規則にのっとり関係書類を監査したところ、一部において定められた様式を使用、作成されていないもの、書類の一部が揃っていないものが見受けられた。また、補助事業者等が提出する補助事業等実績報告書について、補助事業が完了した日から30日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の期日を指定し、いずれか早い日までに提出しなければならないと交付要綱において規定しているにもかかわらず、提出が遅い事例が複数の課で数件あった。

公金の支出の重要性を認識するとともに、各補助金等の交付要綱及び規則を十分確認し、複数体制によるチェックに努め、厳正な事務処理の徹底が図られるよう取り組まれたい。

令和7年度 益田市定期監査報告書

令和8年3月発行

益田市監査委員

〒698 - 8650

島根県益田市常盤町1番1号 益田市役所

益田市監査委員事務局

TEL 0856 - 31 - 0471

FAX 0856 - 31 - 0536

メールアドレス kansa@city.masuda.lg.jp